

# 令和6年度

## 第1回野田市スポーツ推進審議会次第

開催日時 令和6年6月4日（火）

午後1時30分から

会 場 市役所低層棟4階 委員会室

1 開会

2 会長挨拶

3 市長挨拶

4 議事

(1) 令和6年度におけるスポーツ団体への補助金の交付について（諮問）

(2) 令和6年度地区運動会補助金の交付について

(3) 令和5年度スポーツ施設の利用状況について（報告）

5 その他

6 閉会

令和6年6月4日

野田市スポーツ推進審議会

会長 清水 良雄 様

野田市長 鈴木 有



令和6年度におけるスポーツ団体への補助金の交付について（諮問）

野田市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第2号の規定により、今年度予定しております下記のスポーツ団体への補助金の交付について諮問します。

## 記

補助金交付を予定する スポーツ団体名	補助金名	補助金予算額
野田市スポーツ協会	野田市スポーツ協会事業補助金	1,840,000 円

(説明)

野田市スポーツ協会に対し、協会に加盟する28団体の年間活動事業費の一部を補助しようとするもの。

補助金交付を予定する スポーツ団体名	補助金名	補助金予算額
野田市スポーツ協会	野田市市民スポーツ大会種目別大会 補助金	1,500,000 円

(説明)

野田市スポーツ協会に対し、協会に加盟する28団体が開催する市民スポーツ大会事業費の一部を補助しようとするもの。

補助金交付を予定する スポーツ団体名	補助金名	補助金予算額
野田市スポーツ協会	千葉県民スポーツ大会派遣費補助金	2,833,000 円

(説明)

野田市スポーツ協会に対し、千葉県民スポーツ大会に出場する選手の宿泊費、昼食費、交通費等を補助しようとするもの。

## 議事2

### 令和6年度地区運動会補助金の交付について

#### ① 地区運動会補助金

野田市地区運動会補助金交付要綱に基づき、地域の住民が健康の増進及び住民相互の交流の促進を図るため、体育、スポーツ又はレクリエーションの活動として実施する行事に対し、事業予算のおおむね2分の1を限度として交付するものです。

つきましては、今年度の補助金額について報告します。

#### ② 世帯数について

地区内世帯数（記号イ）・・・市の市民生活課で把握している令和6年4月1日現在の地区内の自治会等加入世帯数

参加世帯数（記号ロ）・・・スポーツ推進課が5月に実施した運動会参加自治会調査の結果を反映した世帯数

認定世帯数（記号ハ）・・・参加世帯数の10世帯未満の端数を切り上げた世帯数

#### ③ 補助限度額の算定方法

- ・世帯割・・・認定世帯数（記号ハ）1世帯につき70円
- ・均等割・・・認定世帯数に応じて加算する金額（補助限度額算定方法の②が基準となります。）
- ・補助限度額・・・世帯割と均等割の2つを合算したもの

#### ④ 補助金の額

補助対象経費の2分の1に相当する額と補助限度額とを比較して少ない方になります。

※ 令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、全地区で運動会は中止。令和4年度は5地区、令和5年度は14地区で実施されました。

## 令和6年度地区運動会地区別補助限度額

番号	地区名	イ 地区内世帯数	ロ 参加世帯数	ハ 認定世帯数	①世帯割 (円)	②均等割 (円)	③補助限度額 (円)	令和5年度参加者	
1	上町	1,290	1,290	1,290	90,300	93,000	183,300	216	
2	仲町	509	509	510	35,700	79,000	114,700	100	
3	下町	384	384	390	27,300	76,000	103,300	180	
4	上花輪	1,270	1,270	1,270	88,900	93,000	181,900	400	
5	太子堂	752	752	760	53,200	79,000	132,200	370	
6	中野台	1,472	1,472	1,480	103,600	93,000	196,600	500	
7	堤台	1,150	実施について検討中						—
8	清水	2,257	2,257	2,260	158,200	110,000	268,200	1,200	
9	東部	1,912	1,885	1,890	132,300	97,000	229,300	318	
10	中根	1,958	1,899	1,900	133,000	97,000	230,000	1,000	
11	宮崎・柳沢	1,722	709	710	49,700	79,000	128,700	—	
12	南部第1	5,609	5,118	5,120	358,400	150,000	508,400	1,000	
13	南部第2	1,001	1,001	1,010	70,700	93,000	163,700	310	
14	北部	3,573	0	0	0		0	—	
15	西部	1,421	1,421	1,430	100,100	93,000	193,100	中止	
16	七光台	1,017	970	970	67,900	79,000	146,900	—	
17	川間	3,560	3,560	3,560	249,200	136,000	385,200	128	
18	福田	3,410	1,813	1,820	127,400	97,000	224,400	441	
19	関宿	800	0	0	0	0	0	—	
20	二川	2,427	0	0	0	0	0	—	
21	木間ヶ瀬	3,239	0	0	0	0	0	—	
22	新木間ヶ瀬	545	545	550	38,500	79,000	117,500	130	
合計		41,278	26,855	26,920	1,884,400	1,623,000	3,507,400	6,293	

イ 地区内世帯数とは、市で把握している令和6年4月1日現在の地区内世帯数

ロ 参加世帯数とは、5月に実施した運動会参加自治会調査の結果を反映した世帯数

ハ 認定世帯数とは参加世帯数の10世帯未満の端数を切り上げた世帯数

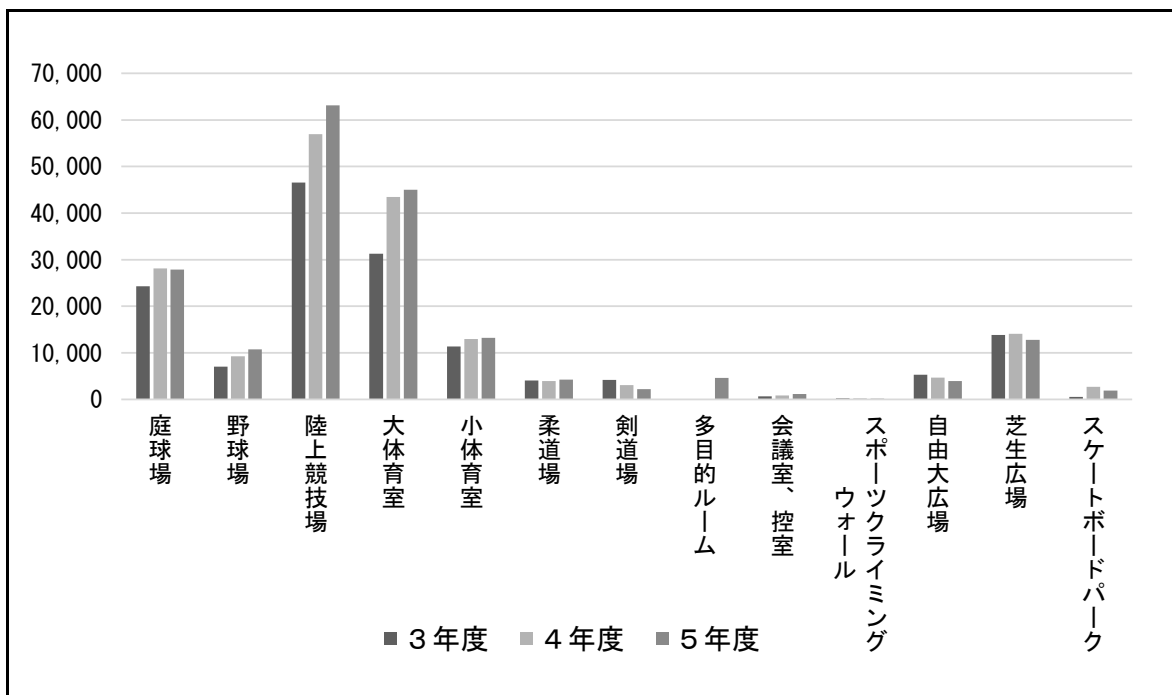
※世帯数には連合会未加入自治会（場合により文書配布団体）の数も含まれます。

(補助限度額算定方法)																																																			
①世帯割補助金	1世帯70円×認定世帯数（参加世帯数の10世帯未満の端数は切上）																																																		
②均等割補助金	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">500</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">世帯以下</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">76,000</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,500</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">3,500</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,500</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td style="text-align: center;">4,500</td> <td style="text-align: center;">世帯以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4,500</td> <td style="text-align: center;">世帯超</td> <td></td> <td style="text-align: center;">150,000</td> </tr> </table>		500	世帯以下	76,000	円		500	世帯超	1,000	世帯以下		1,000	世帯超	1,500	世帯以下		1,500	世帯超	2,000	世帯以下		2,000	世帯超	2,500	世帯以下		2,500	世帯超	3,000	世帯以下		3,000	世帯超	3,500	世帯以下		3,500	世帯超	4,000	世帯以下		4,000	世帯超	4,500	世帯以下		4,500	世帯超		150,000
	500	世帯以下	76,000	円																																															
	500	世帯超	1,000	世帯以下																																															
	1,000	世帯超	1,500	世帯以下																																															
	1,500	世帯超	2,000	世帯以下																																															
	2,000	世帯超	2,500	世帯以下																																															
	2,500	世帯超	3,000	世帯以下																																															
	3,000	世帯超	3,500	世帯以下																																															
	3,500	世帯超	4,000	世帯以下																																															
	4,000	世帯超	4,500	世帯以下																																															
	4,500	世帯超		150,000																																															
③地区運動会補助限度額 = ①世帯割補助金 + ②均等割補助金																																																			

### 議事3 令和5年度のスポーツ施設の利用状況について

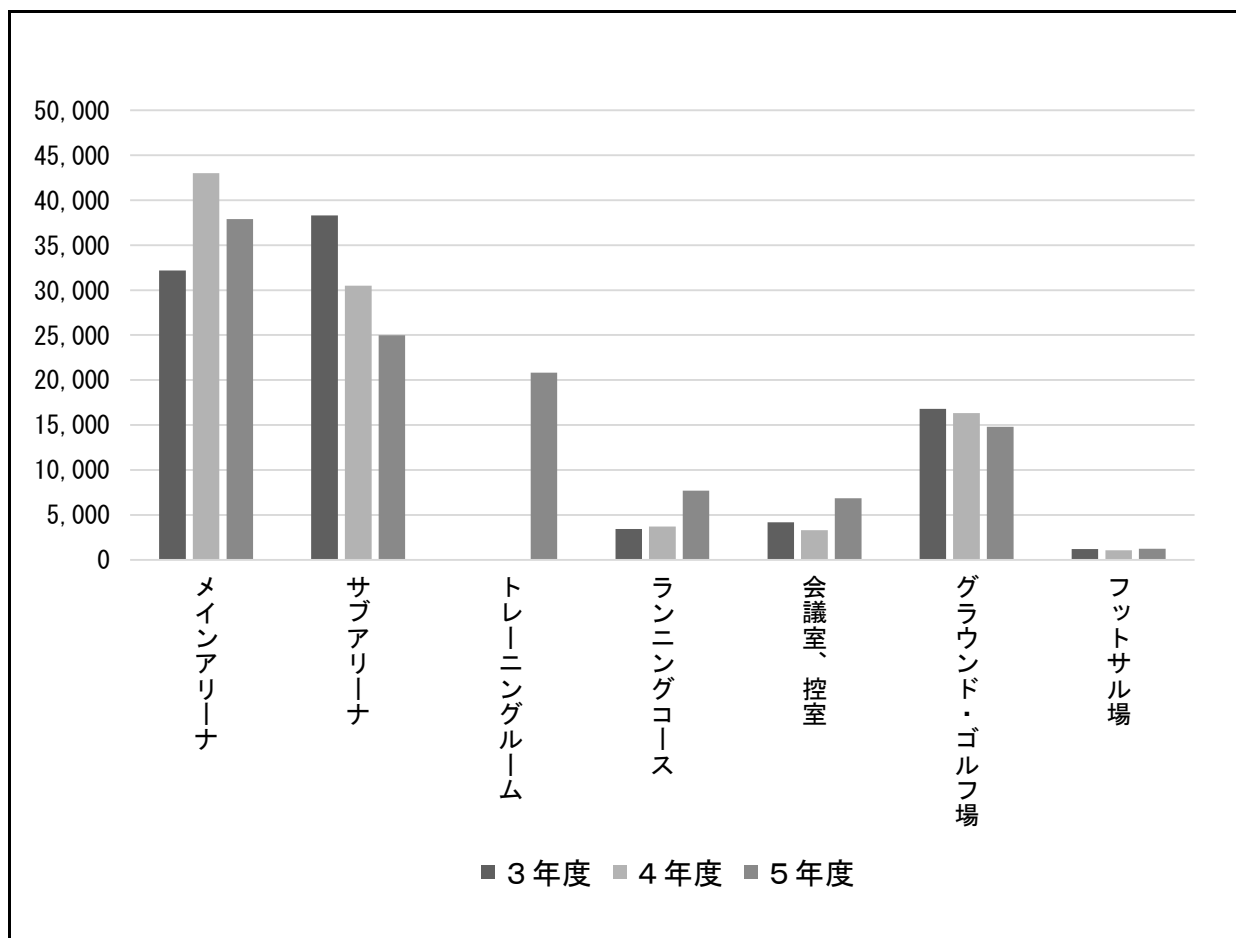
#### ○総合公園施設利用状況

施設名	3年度		4年度		5年度		4・5年度比較	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	人数前年比	
1 庭球場	12,964	24,295	14,120	28,105	14,379	27,899	△ 206	
2 野球場	175	7,054	223	9,266	200	10,741	1,475	
3 陸上競技場	4,835	46,548	5,406	56,923	5,837	63,155	6,232	
4	大体育室	1,873	31,263	2,172	43,443	2,109	45,028	1,585
	小体育室	1,533	11,388	1,819	12,976	1,839	13,213	237
	柔道場	442	4,072	387	3,922	470	4,269	347
	剣道場	434	4,194	334	3,093	338	2,226	△ 867
	多目的ルーム					310	4,592	新規
	会議室、控室	84	688	150	838	207	1,169	331
	スポーツクライミングウォール	(登録者数) 81	237	(登録者数) 82	207	(登録者数) 54	147	△ 60
体育館計		51,842		64,479		70,644	6,165	
5 自由大広場	133	5,310	127	4,675	109	3,958	△ 717	
6 芝生広場	984	13,824	1,034	14,111	978	12,796	△ 1,315	
7 スケートボードパーク		533		2,714		1,875	△ 839	
合計		149,406		180,273		191,068	10,795	



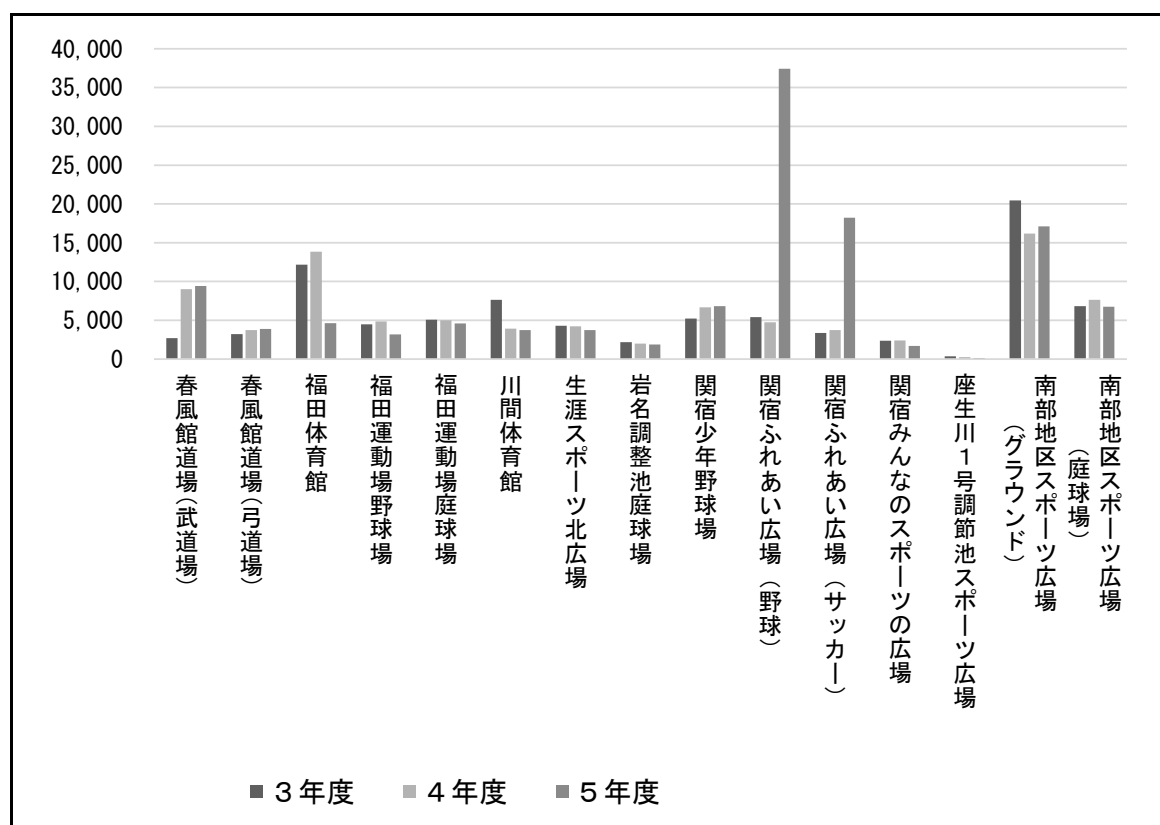
○関宿総合公園施設利用状況

施設名	3年度		4年度		5年度		4・5年度比較	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	人数前年比	
1	メインアリーナ	1,607	32,196	2,226	42,989	1,861	37,913	△ 5,076
	サブアリーナ	604	38,298	308	30,495	1,539	24,966	△ 5,529
	トレーニングルーム <small>(登録者数)</small>	0	0	<small>(登録者数)</small> 0	0	<small>(登録者数)</small> 2,950	20,807	R5.4再開
	ランニングコース	—	3,443	—	3,703	—	7,700	3,997
	会議室、控室	754	4,189	500	3,314	705	6,838	3,524
	体育館計		78,126		80,501		98,224	17,723
2	グラウンド・ゴルフ場	2,739	16,792	2,391	16,311	1,980	14,788	△ 1,523
3	フットサル場	144	1,216	119	1,074	169	1,244	170
合計			96,134		97,886		114,256	16,370



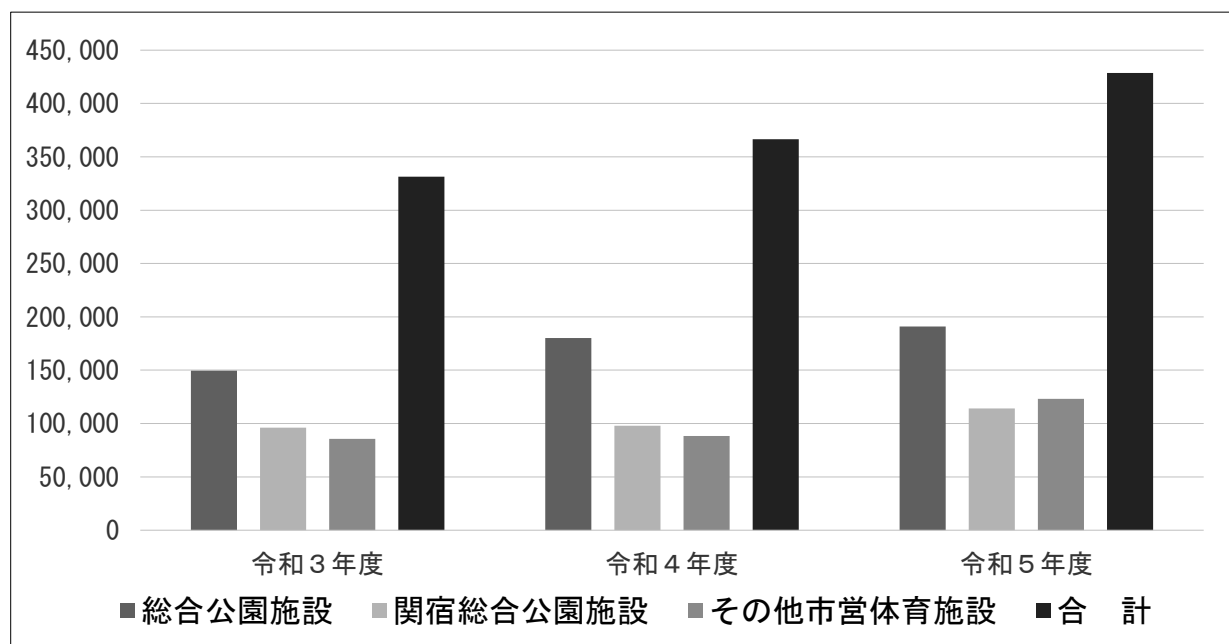
○野田市営体育施設利用状況

施設名	3年度		4年度		5年度		4・5年度比較
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	人数前年比
1 春風館道場(武道場)	499	2,692	1,629	9,011	1,717	9,413	402
2 春風館道場(弓道場)	744	3,231	881	3,759	921	3,876	117
3 福田体育館	1,401	12,155	1,509	13,853	462	4,616	△ 9,237
4 福田運動場野球場	174	4,473	178	4,853	212	3,168	△ 1,685
5 福田運動場庭球場	827	5,076	812	4,991	808	4,605	△ 386
6 川間体育館	225	7,578	402	3,935	267	3,740	△ 195
7 生涯スポーツ北広場	317	4,295	231	4,228	223	3,734	△ 494
8 岩名調整池庭球場	317	2,172	311	1,986	303	1,896	△ 90
9 関宿少年野球場	110	5,220	107	6,659	102	6,832	173
10 関宿ふれあい広場(野球)	254	5,412	230	4,762	272	37,424	32,662
11 関宿ふれあい広場(サッカー)	130	3,365	119	3,750	136	18,227	14,477
12 関宿みんなのスポーツの広場	86	2,382	98	2,413	88	1,698	△ 715
13 座生川1号調節池スポーツ広場	43	380	24	267	8	149	△ 118
14 南部地区スポーツ広場(グラウンド)	350	20,466	348	16,171	329	17,100	929
15 南部地区スポーツ広場(庭球場)	135	6,838	147	7,631	185	6,762	△ 869
合計	5,612	85,735	7,026	88,269	6,033	123,240	34,971



○総合公園施設等合計利用人数比較表

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合公園施設	149,406	180,273	191,068
関宿総合公園施設	96,134	97,886	114,256
その他市営体育施設	85,735	88,269	123,240
合 計	331,275	366,428	428,564





# 参 考 資 料

- 【1】 スポーツ団体への補助金の交付について
- 【2】 野田市地区運動会補助金交付要綱
- 【3】 令和5年度地区運動会実施内容一覧

## 参考資料1

### スポーツ団体への補助金の交付について

#### 野田市スポーツ推進審議会条例

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定による補助金の交付に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### スポーツ基本法

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

## 野田市地区運動会補助金交付要綱

平成30年3月30日

野田市告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区運動会を実施する団体に対し、予算の範囲内において交付する野田市地区運動会補助金（以下「補助金」という。）に関し、野田市補助金等交付規則（平成28年野田市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地区運動会」とは、地域の住民が健康の増進及び住民相互の交流の促進を図るため、体育、スポーツ又はレクリエーションの活動として実施する行事をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 自治会等（野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則（平成11年野田市規則第24号）に規定する自治会等をいう。以下同じ。）又は隣接する複数の自治会等により構成される団体であること。

(2) 実施する地区運動会の参加の対象となる世帯の数（以下「対象世帯数」という。）が500を超える団体又は対象世帯数が500以下の団体のうち市長が認めるものであること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、交付基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による交付の申請は、野田市地区運動会補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

(交付の決定等の通知)

第6条 規則第4条の規定による通知は、野田市地区運動会補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(変更の申請)

第7条 規則第6条の規定による変更の申請は、野田市地区運動会補助金変更交付申請書（別記第3号様式）によるものとする。

(変更の承認等の通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、野田市地区運動会補助金変更承認(不承認)通知書(別記第4号様式)によるものとする。

(概算払の請求)

第9条 規則第8条の規定による概算払の請求は、野田市地区運動会補助金概算払請求書(別記第5号様式)によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、野田市地区運動会補助金実績報告書(別記第6号様式)によるものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第10条の規定による通知は、野田市地区運動会補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)によるものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 規則第11条第1項の規定による補助金の交付の請求は、野田市地区運動会補助金交付請求書(別記第8号様式)によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条)

補助対象経費	交付基準額	補助金の額
地区運動会に要する経費のうち市長が認めるもの	次により算定した額の合計額とする。 1 対象世帯数(10世帯未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に70円を乗じて得た額 2 次に掲げる対象世帯数の区分に応じて、それぞれ定める額 (1) 500以下 76,000円 (2) 500を超え1,000以下 79,000円 (3) 1,000を超え1,500以下 93,000円 (4) 1,500を超え2,000以下 97,000円 (5) 2,000を超え2,500以下 110,000円 (6) 2,500を超え3,000以下 115,000円 (7) 3,000を超え3,500以下 130,000円 (8) 3,500を超え4,000以下 136,000円 (9) 4,000を超え4,500以下 142,000円 (10) 4,500を超える 150,000円	補助対象経費の2分の1に相当する額と交付基準額とを比較して少ない方の額を限度とする。

参考資料 3

令和5年度地区運動会実施内容一覧

地区名	実施内容	実施競技
上 町	運動会	みんなで魚釣り、目指せJリーガー、うちわりレー等
仲 町	運動会	ボールころがし、借り物競走、おんぶでゴー等
下 町	運動会	長距離走、自転車遅乗競走、混合リレー等
上花輪	運動会	50m 競走、2人3脚、スプーン競走リレー等
太子堂	運動会	100m 競走、ピン釣り競走、おたのしみ袋探し等
中野台	運動会	20m 競走、おててつないで、男女混合リレー等
清 水	運動会	ボール引き競走、パン取り競走、障害物競走等
東 部	体育行事	マラソン大会
中 根	運動会	ゲートボールリレー、メドレーリレー、お玉レース等
南部第一	運動会	パン食いレース、台風の目、ボール運びリレー等
南部第二	運動会	ラジオ体操、太公望、宝探し、綱引き等
川 間	体育行事	ウォーキング大会
福 田	体育行事	グラウンド・ゴルフ大会、歩け歩け大会
新木間ヶ瀬	レクリエーション	輪投げ、宝探し、玉入れ、ミニボーリング